

# 居宅介護支援事業所 ケアマネ資格取得・更新等の 費用を助成します

## 新規資格取得者

- 実務研修受講試験受験料
- 実務研修
- 介護支援専門員登録料

## 復職者

- 再研修
- 更新研修（実務未経験者）

## 在職者

- 専門研修
- 更新研修
- 主任介護支援専門員研修・更新研修

+

## 介護支援専門員証交付手数料

- 助成対象者 区内に居宅介護支援事業所を有する居宅介護支援事業者
- 助成額 助成対象経費の全額（10/10）

## 主な助成要件

- 指定居宅介護支援事業者が、その在職している介護支援専門員の資格取得・更新等に係る費用を負担していること。
- 新規資格取得者、復職者である場合は、研修修了後3か月以内に事業所で介護支援専門員として就労を開始し、その後継続して3か月就労し、荒川区の被保険者のケアマネジメントの実務に従事すること。
- 在職者である場合は、研修申込み時点で事業所で介護支援専門員の実務に従事しており、研修修了後2年以上は同事業所において同実務に従事する見込みであること。同実務における荒川区の被保険者の人数が要綱で定める数及び割合以上であること。

## 申請手続

1. 荒川区居宅介護支援事業所人材確保・育成費用助成金交付申請書を提出
2. 交付決定後、実績報告書の提出により交付額が確定

助成金の交付には上記助成要件のほかにも条件があります。詳細は「荒川区居宅介護支援事業所人材確保・育成支援助成金交付要綱」をご覧ください。

令和5年6月受付開始

申請・問い合わせ

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

荒川区介護保険課事業者支援係

TEL : 03-3802-3111内線2446



# 荒川区居宅介護支援事業所人材確保・育成支援助成金

## 事業の目的と概要

居宅介護支援事業所のケアマネジャーの人材確保策として、区内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネジャーの資格の更新等に係る研修受講費用等を事業者が負担した場合に、その費用を助成します。これにより、ケアマネジャーの経済的負担を軽減するとともに、事業所における人材確保及び育成を図り、区民に質の高いケアマネジメントを提供することを目的としています。

## 助成対象者

区内に居宅介護支援事業所を有する指定居宅介護支援事業者

## 助成金の交付額

助成対象経費の全額（10/10）

## 助成対象期間

下表1～3の研修 令和5年4月以降に研修修了後3か月以内に就労を開始したもの  
 下表4～9の研修 令和5年4月以降に受講決定し受講するもの

## 交付申請

下表1～3の研修 就労開始後1か月以内に交付申請  
 下表4～9の研修 受講決定後1か月以内に交付申請  
 （経過措置として、令和5年4月1日から5月31日までの間に就労開始または受講決定した場合は、令和5年7月31日まで交付申請することができる。）

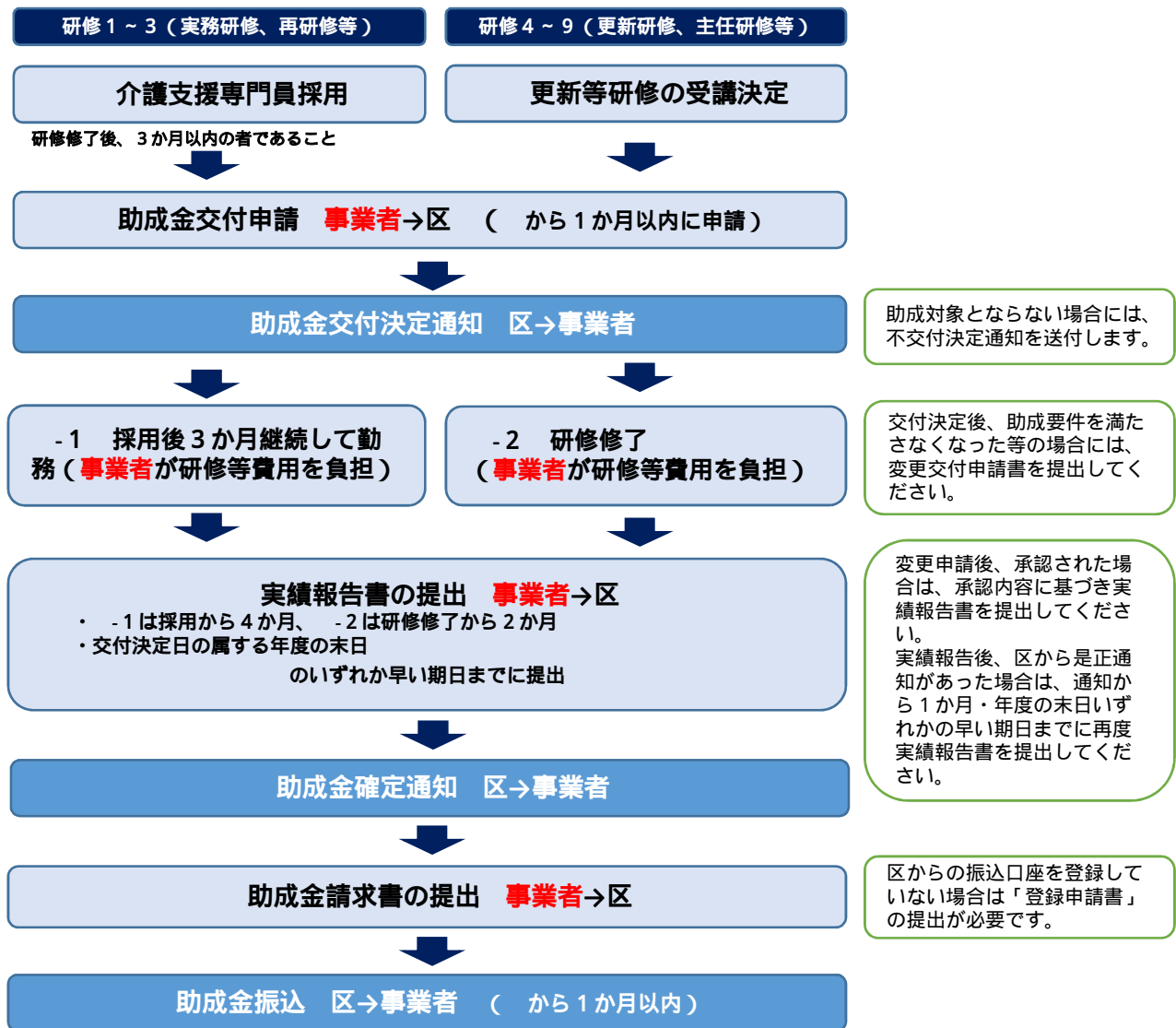
## 助成対象経費及び要件

助成の対象となる対象経費及び助成要件は下表のとおり

	助成の対象となる研修	助成対象経費	助成要件
1	実務研修 (87時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得試験受験料</li> <li>研修受講料</li> <li>介護支援専門員登録申請、介護支援専門員証交付手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修修了後3か月以内に介護支援専門員として区内居宅介護支援事業所で就労を開始し、かつ開始後3か月間就労を継続し、荒川区の被保険者のケアマネジメントの実務に従事していること。</li> </ul>
2	再研修 (54時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講料</li> <li>介護支援専門員証交付手数料(研修6・8を除く)</li> </ul> 専門員証の更新交付申請を実績報告書の提出期間内にできる場合に申請可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修受講申込み時点において区内居宅介護支援事業所で介護支援専門員の実務に従事していること。</li> <li>研修修了後2年以上、同一事業所で介護支援専門員の実務に従事する見込みであること。</li> <li>実務における担当人数が5人以上、かつその担当数のうち荒川区の被保険者の割合が1/2以上であること。</li> </ul>
3	更新研修(実務未経験者) (54時間)		
4	更新研修(専門・相当) (88時間)		
5	更新研修(専門 相当) (32時間)		
6	専門研修課程 (56時間)		
7	専門研修課程 (32時間)		
8	主任介護支援専門員研修 (70時間)		
9	主任介護支援専門員更新研修 (46時間)		

他の公的機関等から他の類似の助成を受けている場合は対象外です。

## 助成金交付申請の流れ



## 助成金申請に係る注意事項

- 本事業は、ケアマネジャーが支払った研修等費用について事業者が負担した場合に助成するものです。
- 交付申請書、実績報告書の提出には期限があります。期限内に提出されない場合は、不交付または、交付決定取消となる場合があります。
- 居宅介護支援事業者がケアマネジャーの人材を確保し、育成することを目的としています。交付申請書には、具体的な離職防止策や人材育成の計画を記入してください。
- 研修4～9（研修6及び8を除く）の受講後、介護支援専門員証の更新交付申請を行う場合、交付申請手数料も助成の対象になりますが、手続きが完了し、期限内（研修修了後2か月以内）に実績報告書を提出できることが条件となります。
- ケアマネジャーまたは居宅介護支援事業所が、助成対象となる研修等費用について、他の公的機関等から類似の助成を受けている場合は、この助成金は対象となりません。
- 書類の提出は窓口または郵送で受け付けます。

## 助成金の申請・問合せ

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区福祉部介護保険課事業者支援係（区役所2階 -2窓口）  
介護人材育成担当 TEL 03-3802-3111（代表） 内線2446